

家畜衛生情報

侵入防止対策の徹底を！ 山口県でも高病原性鳥インフルエンザの発生を確認!!

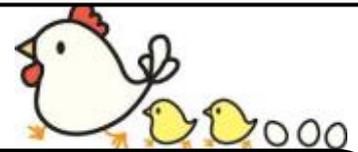
12月29日に山口県の養鶏場において、「高病原性鳥インフルエンザ」が疑われる事例が確認され、本日（30日）未明、疑似患畜であることが確認されました。

発生状況

- 所在地：山口県 長門市（ながとし） 日置中（へきなか）
- 飼養状況：約3万7千羽（肉用種鶏）
- 経緯
 - (1)12月29日、当該農場の死亡鶏が増加、農場職員が簡易検査で陽性を確認。
 - (2)同日、当該農場から山口県西部家畜保健衛生所（以下、「家保」）に死亡鶏が増加した、旨通報。
 - (3)家保が農場に立ち入り、飼養鶏を調査・採材し、中部家保で鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性を確認。
 - (4)12月30日、遺伝子検査（PCR検査）でH5亜型の遺伝子が確認されたことから、**高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜**と判定

※本例は、12月16日及び28日の宮崎県での発生に続き今季3例目となります。

対策の再チェックを行ってください！



これまでの国内における高病原性鳥インフルエンザの発生では、感染源及び感染経路として野鳥により発生農場周辺に運ばれたウイルスが野鳥又は野生動物、人、物などを介して発生農場の鶏舎に侵入した可能性が指摘されています。

ウイルスの侵入防止のため、次面の項目を自己チェックし、農場周囲及び鶏舎出入口での消毒、鶏舎への野生動物の侵入防止対策（防鳥ネットや粘着シート、殺鼠剤の設置等）の実施を徹底していただくようお願いします。

異状の通報は
すぐ家保へ

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
上田支所	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232		

高病原性鳥インフルエンザ侵入防止のための “重点管理ポイント”

農場へのウイルスの侵入を防止するため、次の項目について自己チェックを行い、再度、防疫対策の徹底をお願いします。

- 衛生管理区域の出入口に門を設置したり、「部外者立入禁止」等の看板を設置して入場者・車両の入場制限をしている。
- 衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設し、入場車両の消毒を常時行っている。
- 衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を常時行っている。
- 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。
- 家きん舎ごとの専用の靴を設置し、着用している。
- 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。
- 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家きん、卵等に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。
- 給餌設備・給水施設、飼料保管場所に野生動物の排せつ物の混入防止に必要な措置を講じている。
- 飼養する家きんに飲用に適した水を給与している。
- 防鳥ネット等の設置により家きん舎に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている。
- 定期的に防鳥ネット等の破損箇所を確認し、遅延なく破損箇所を修繕している。
- 家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕している。
- 家きん舎内のねずみ及び害虫の駆除に必要な措置を講じている。
- 家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。
- 空になった家きん舎又はケージの清掃及び消毒をしている。

県内での発生を防止するため、家きん農家を含む畜産関係者の皆様におかれましては、引き続き、飼養衛生管理の徹底や早期発見に万全を期していただくようお願いいたします。